

改正

平成28年4月1日告示第83号

平成30年3月30日告示第73号

令和2年4月23日告示第112号

三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、肉用牛の計画的な育種改良を推進し、肉質、増体等の産肉能力の向上を図り、育種価の高い優秀な「三次和牛」のブランド化を構築することにより、生産性の高い畜産経営を確立するため、畜産農家が行う三次市肉用牛ブランド化推進事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金交付の対象事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 三次市優秀繁殖雌牛導入促進事業（以下「導入事業」という。）
- (2) 三次市優秀受精卵移植普及促進事業（以下「移植事業」という。）
- (3) 三次市優秀繁殖雌牛保留促進事業（以下「保留事業」という。）

2 前項の補助対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 導入事業 優秀繁殖雌牛の購入代
- (2) 移植事業 優秀受精卵移植の受精卵代及び移植技術料
- (3) 保留事業 優秀繁殖雌牛保留の飼養管理代

(補助金の交付対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に居住する個人又は市内に事業所が所在する法人であって、市内で肉用牛又は乳用牛を飼育している者（これから飼育しようとする者を含む。）であること。
- (2) 個人経営者にあつては、世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等（以下「市税等」という。）を完納していること。
- (3) 法人にあつては、当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を

完納していること。

- (4) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）に基づき、家畜排せつ物の管理が遵守されていること。

（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 導入事業 購入価格から消費税及び地方消費税を控除した額の2分の1以内とする。ただし、20万円を上限とする。
- (2) 移植事業 1回の移植に対し、2万円以内とする。ただし、1頭当たり2回を限度とする。
- (3) 保留事業 1頭の保留に対し、10万円以内とする。ただし、1回限りとする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業ごとに、三次市優秀繁殖雌牛導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）、三次市優秀受精卵移植普及促進事業補助金交付申請書（様式第2号）又は三次市優秀繁殖雌牛保留促進事業補助金交付申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付等）

第6条 市長は、前条の申請内容を審査のうえ、相当と認めたときは、申請者に対して三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付決定通知書（様式第4号、様式第5号又は様式第6号）により通知するものとする。

- 2 補助金の交付は、事業完了後に申請者から提出される三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付請求書（様式第7号）により交付するものとする。

（補助金の交付要件及び遵守事項）

第7条 補助金の交付要件及び遵守事項は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 事業の実施について、不正の行為が認められるとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市肉用牛ブランド化推進事業補

助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成28年4月1日告示第83号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付要綱の一部改正に係る経過措置）

4 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日告示第73号）

この告示は、平成30年3月30日から施行する。（後略）

附 則（令和2年4月23日告示第112号）

この告示は、令和2年4月23日から施行する。

別表（第7条関係）

事業区分	実施要件	遵守事項
三次市優秀繁殖雌牛導入促進事業	導入牛の月齢は、12箇月未満の子牛とし、管内の和牛改良組合等が推奨する牛とする。	原則として、導入後5年間は、継続して飼養すること。ただし、特別な事由があると市長が認めた場合は、この限りでない。
三次市優秀受精卵移植普及促進事業	受精卵移植は、管内の和牛改良組合等が推奨するものとする。	産子が雌の場合、可能な限り市内に保留すること。
三次市優秀繁殖雌牛保留促進事業	自家保留牛の月齢は、12箇月未満とし、次のいずれかの産子とする。 1 優秀繁殖雌牛導入促進事業によ	原則として、保留後5年間は、継続して飼養すること。ただし、特別な事由があると市長が認めた場合は、

	<p>り導入した牛の産子</p> <p>2 優秀受精卵移植普及促進事業により産出した牛</p> <p>3 管内の和牛改良組合等が推奨する牛</p>	<p>この限りでない。</p>
--	---	-----------------

様式第1号（第5条関係）

三次市優秀繁殖雌牛導入促進事業補助金交付申請書

年 月 日

三 次 市 長 様

申請者住所

氏名

印

電話番号

年度において、次のとおり三次市優秀繁殖雌牛導入促進事業を実施しましたので、三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 事業の内訳（事業実績）

導入年月日	生年月日	個体耳標	事業費（円）		補助金額 （円）	自己負担額 （円）
				補助対象経費		
合 計						

3 添付書類

- (1) 登記証の写し
- (2) 購入伝票の写し
- (3) 個人情報閲覧に関する同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号 (第5条関係)

三次市優秀受精卵移植普及促進事業補助金交付申請書

年 月 日

三 次 市 長 様

申請者住所

氏名

印

電話番号

年度において、次のとおり三次市優秀受精卵移植普及促進事業を実施しましたので、三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 事業の内訳 (事業実績)

移植 年月日	移植牛名号 又は個体耳標	受精卵移植経費 (円)				授精師又は 移植師名	補助金額 (円)
		卵代	技術料	合計			
				補助対象経費			
合 計							

3 添付書類

- (1) 移植証明書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 個人情報閲覧に関する同意書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第3号 (第5条関係)

三次市優秀繁殖雌牛保留促進事業補助金交付申請書

年 月 日

三 次 市 長 様

申請者住所

氏名

印

電話番号

年度において、次のとおり三次市優秀繁殖雌牛保留促進事業を実施しましたので、三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 事業の内訳 (事業実績)

保留年月日	生年月日	個体耳標	事業費 (円)		補助金額 (円)
				補助対象経費	
合 計					

3 保留事由 (次のいずれかに○印を記入)

- (1) 優秀繁殖雌牛導入促進事業により導入した牛の産子
- (2) 優秀受精卵移植普及促進事業により産出した牛
- (3) 管内の和牛改良組合等が推奨

4 添付書類

- (1) 登記証の写し
- (2) 個人情報閲覧に関する同意書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第4号 (第6条関係)

交付決定者住所

氏名 様

三 次 市 長

三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、三次市優秀繁殖雌牛導入促進事業補助金については、三次市補助金等交付規則第5条及び三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

1 交付決定額 金 _____ 円

2 交付の対象事業内容等

この補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）は、三次市優秀繁殖雌牛導入促進事業で、その内容は 年 月 日付けの申請書に記載のとおりとする。

3 交付の条件

- (1) この事業は、三次市補助金等交付規則及び三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付要綱の適用を受けるものである。
- (2) この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、補助事業終了の年度から5年間これを保管しなければならない。
- (3) この事業により導入した牛は、原則として5年間継続して飼養しなければならない。ただし、特別の事由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

交付決定者住所

氏名 様

三 次 市 長

三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、三次市優秀受精卵移植普及促進事業補助金については、三次市補助金等交付規則第5条及び三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

1 交付決定額 金 _____ 円

2 交付の対象事業内容等

この補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）は、三次市優秀受精卵移植普及促進事業で、その内容は 年 月 日付けの申請書に記載のとおりとする。

3 交付の条件

- (1) この事業は、三次市補助金等交付規則及び三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付要綱の適用を受けるものである。
- (2) この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、補助事業終了の年度から5年間これを保管しなければならない。
- (3) この事業により産出した牛が雌の場合は、可能な限り市内に保留すること。

様式第6号 (第6条関係)

交付決定者住所

氏名 様

三 次 市 長

三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、三次市優秀繁殖雌牛保留促進事業補助金については、三次市補助金等交付規則第5条及び三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

1 交付決定額 金 _____ 円

2 交付の対象事業内容等

この補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）は、三次市優秀繁殖雌牛保留促進事業で、その内容は 年 月 日付けの申請書に記載のとおりとする。

3 交付の条件

- (1) この事業は、三次市補助金等交付規則及び三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付要綱の適用を受けるものである。
- (2) この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、補助事業終了の年度から5年間これを保管しなければならない。
- (3) この事業により保留した牛は、原則として5年間継続して飼養しなければならない。ただし、特別の事由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付請求書

年 月 日

三 次 市 長 様

請求者住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け三次産農指令第 号により補助金交付の決定を受けた、三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金として、次のとおり請求します。

1 事業名

2 請求金額 金 _____ 円

3 振込先

(振込先金融機関名)	本店	1 普通 2 当座 3 その他 ()						
		フリガナ						
農協	支店	口座名義人						
銀行		口座番号						
金庫								

住所
氏名 様

三 次 市 長 印

三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け三次産農指令第 号による三次市肉用牛ブランド化推進事業補助金の交付決定の全部（一部）について、次のとおり取り消したので通知します。

ついては、この補助金を次のとおり返還してください。

1 交付決定の取消額

交付決定額	金	円
今回取消額	金	円
変更後決定額	金	円

2 取消しをする理由

3 返還期限 年 月 日

4 返還方法 別紙納付書による。

5 納付場所 別紙納付場所による。